

【イギリス】2021年電気通信（セキュリティ）法の制定

主任調査員 海外立法情報調査室 上綱 秀治

* 2021年11月17日、2003年通信法を改正し、電気通信ネットワーク及びサービスのセキュリティに関する新たな枠組みを確立するための法律が制定された。

1 2021年電気通信（セキュリティ）法制定の背景

2018年から2019年にかけて、英国政府は、通信ネットワークのサプライチェーンに関するレビューを行い、2019年7月に報告書¹を公表した。この報告書は、次のように述べている。英国政府は、5G及びフルファイバーネットワークの普及を主要な目標の一つとしており、それらは将来の経済成長を促進するインフラとなるが、潜在的な攻撃対象の増加などのセキュリティ及びレジリエンス（回復力）上の新たな課題も生じる。特定の国家の関係者が、電気通信サービス機器の弱点や事業者のネットワーク構築・運用方法の弱点を突いて、セキュリティを侵害しようとする可能性があるが、適切な水準でセキュリティリスクを管理するインセンティブの欠如により、業界のリスク管理の慣行が不十分であるなどの懸念がある²。

この報告書の公表直前の2019年5月、米国商務省は、ファーウェイ（華為技術）等への特定製品の輸出等に許可を必要とする措置を発表し、2020年5月には、米国産技術を用いて国外で製造された特定製品のファーウェイ等への再輸出にも許可を必要とする措置を発表した。英国の上記報告書では、セキュリティとレジリエンスのリスクを著しく高める特定の種類のベンダーの存在について、追加的な管理を課すことが提案され、同年7月14日、英国政府は、米国の上記措置の影響を考慮し、5Gからファーウェイ製機器を排除する方針を発表した³。

2 2021年電気通信（セキュリティ）法の構成

2021年11月17日、2003年通信法⁴を改正し、電気通信ネットワーク及びサービスのセキュリティ（以下「セキュリティ」）に関するプロバイダの義務強化、通信庁（OFCOM: Office of Communications）⁵の権限・義務等を定めた、新たな枠組みを確立するための法律として2021年電気通信（セキュリティ）法⁶が制定された。この法律は、全29か条から成り、主に2003年通信法の第105A条から105D条までを改正する。この法律は、主務大臣が規則で施行日を定める

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年1月12日である。

¹ Department for Digital, Culture, Media & Sport, *UK Telecoms Supply Chain Review Report*, 2019.7. GOV.UK website <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/819469/CCS001_CCS0719_559014-001_Telecoms_Security_and_Resilience_Accessible.pdf>

² *ibid.*, pp.3-4.

³ “Telecommunications (Security) Act 2021: Explanatory Notes,” p.7. legislation.gov.uk website <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2021/31/notes/contents>>; *ibid.*, p.7.; “Digital, Culture, Media and Sport Secretary's statement on telecoms,” 2020.7.14. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/speeches/digital-culture-media-and-sport-secretarys-statement-on-telecoms>>

⁴ Communications Act 2003 c.21. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2003/21/contents>>

⁵ 2003年通信法に基づき設置された電気通信及び放送分野の独立規制機関。山口広文「英国における情報通信政策の最近の動向」『レファレンス』715号、2010.8、p.1. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050283_po_071501.pdf?contentNo=1>

⁶ Telecommunications (Security) Act 2021 c.31. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2021/31/contents/enacted>>

条項等を除き、2021年11月17日に施行された。

3 2021年電気通信（セキュリティ）法の概要

(1) プロバイダの義務（第1条～第3条）

セキュリティ対策実施及びセキュリティ侵害対応の義務をプロバイダに課す。主務大臣は、規則により、より具体的なセキュリティ義務をプロバイダに課することができる（第1条及び第2条）。セキュリティ義務を果たすためにプロバイダが採るべき措置に関する実施要綱の発行権限を主務大臣に与える（第3条）。

(2) セキュリティ侵害情報の他者への通知（第4条）

セキュリティインシデントを OFCOM に報告し、電気通信ネットワーク及びサービスに関するリスクを利用者に通知する義務をプロバイダに課す。

(3) セキュリティ義務遵守の確保（第5条～第10条）

プロバイダによるセキュリティ義務遵守を確保する義務を OFCOM に課し（第5条）、当該義務の遵守状況を評価し（第6条）、義務を強制する権限を OFCOM に与える（第7条）。セキュリティ義務遵守の確保に関する方針表明を OFCOM に義務付ける（第10条）。

(4) セキュリティに関する報告等（第11条～第14条）

年次のセキュリティ報告書の提出等の主務大臣に対する OFCOM の義務について定め（第11条）、セキュリティに関する情報をプロバイダ等に要求し、主務大臣と共有する権限を OFCOM に与える（第12条）。

(5) 指定事業者指示（第15条～第17条）

指定事業者（後述）が提供等を行う商品、サービス又は施設の使用に関してプロバイダに要件を課す指示（「指定事業者指示」）を出す権限（第15条）及び当該指示を出す目的で事業者を指定する権限を主務大臣に与える。指定事業者とは、主務大臣が国家安全保障のために必要であると判断した場合に、指定業者指示を出すために、通知（「指定通知」）を出して指定することができる事業者で、指定するか否かを検討する際に国務大臣が考慮することができる事項には、その事業者が提供する商品、サービス又は施設の性質、それらの品質、信頼性、安全性、他国での使用状況、開発者・製造者・提供者等の身元、国等が含まれる（第16条）。

(6) 監視と強制（第18条～第21条）

プロバイダによる指定事業者指示の遵守に関する情報入手及びその情報の主務大臣への報告を OFCOM に求める監督通知を出す権限を主務大臣に与え（第18条）、その遵守状況を判断する上で主務大臣の助けとなる情報を得る目的で、プロバイダに検査を求める通知（「検査通知」）を出す権限を OFCOM に与える（第19条）。指定業者指示の遵守をプロバイダに強制する権限（第20条）及び指定事業者指示の要件に違反している者等に対し、その違反が国家安全保障に対する深刻な脅威若しくはセキュリティに対する重大な損害を与える、又はその危険性がある場合に緊急執行指示を出す権限を主務大臣に与える（第21条）。

(7) 指定事業者指示—その他の規定（第22条～第23条）

指定通知等、第15条～第21条に基づく文書の受領者に対し、当該文書等の開示が安全保障の利益に反する場合に不開示とすることを義務付ける権限（第22条）等を主務大臣に与える。